

# [商品概要説明書]

釧路信用金庫

## (一社) しんきん保証基金保証付 一般個人ローン「ハッピーライフプラン」

令和3年9月1日現在

|                   |  |
|-------------------|--|
| 商品名               | ● 一般個人ローン「ハッピーライフプラン」  |
| ご利用<br>いただける方     | 当金庫の会員または会員資格を有する以下の全てを満たす方。<br>● 満20歳以上の方。<br>● 安定継続した収入のある方。<br>● 公的健康保険制度に加入している方。<br>● (一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方。<br>● 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方。  |
| お使いみち             | ● 健康で文化的な生活を営むために必要な資金。(事業資金等は除きます)  |
| ご融資金額             | ● 1万円以上500万円以内(1万円単位)。   |
| ご利用期間             | ● 3ヶ月以上10年以内   |
| ご融資利率             | ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。<br>● お取引に応じた優遇金利もございますので窓口でお問い合わせください。   |
| ご返済方法             | ● 元金均等・元利均等の2種類のご返済方法があります。<br>● ボーナス併用も可能です。なお、ご融資金額の50%以内です。<br>● 据え置き期間は6ヶ月以内です。  |
| 保証人・担保            | ● (一社) しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。  |
| 保証料               | ● 保証料はご融資利率に含まさせていただきます。   |
| 手数料<br>(融資実行後)    | ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円(消費税込)がかかります。<br>● 期限前に全額返済および一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。  |
| 苦情処理措置・<br>紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。<br>● 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。<br>なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 |
| その他               | ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。<br>● 現在のご融資利率・保証料率・ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。   |